

「宅地建物取引業者の違反行為に対する監督処分の基準」の
一部改定案に関する意見募集について

平成 2 1 年 9 月 8 日
国土交通省総合政策局不動産課

国土交通省では、別紙のとおり、「宅地建物取引業者の違反行為に対する監督処分の基準」の一部改定を検討しています。このため、広く国民の皆様から本改訂案に対する御意見を以下の要領で募集いたします。

<募集要領>

○ 意見募集の対象

「宅地建物取引業者の違反行為に対する監督処分の基準」の一部改定案(別添参照)

○意見の送付方法

別紙の意見提出用紙に記入の上、次のいずれかの方法で送付願います。

1. 電子メールの場合(テキスト形式でお願いします)

メールアドレス: g_PLB_FUD@mlit.go.jp

国土交通省総合政策局不動産課不動産指導室流通整備係あて

2. 郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省総合政策局不動産課不動産指導室流通整備係あて

3. FAXの場合

FAX番号: 03-5253-1557

国土交通省総合政策局不動産課不動産指導室流通整備係あて

○意見募集の期間

平成21年9月8日(火)～平成21年10月7日(水)必着

○注意事項

※ 頂いた御意見につきましては、担当部局において取りまとめた上で、検討を行う際の資料とさせていただきます。御意見に対して個別の回答はいたしかねますので、あらかじめその旨御了承願います。

※ 御意見を正確に把握する必要があるため、電話による御意見の受付は対応いたしかねますので、あらかじめその旨御承知おきください。

※ 頂いた御意見の内容については、住所・電話番号・電子メールアドレスを除き公開される可能性がありますので、あらかじめその旨御承知おきください。

[意見提出様式] 国土交通省総合政策局不動産課不動産指導室流通整備係あて

「宅地建物取引業者の違反行為に対する監督処分の基準」の一部改定案に関する意見

氏名：

会社名／部署名：

住所：

電話番号：

電子メールアドレス：

意見：

【お問い合わせ先】 国土交通省(03- 5253-8111)

総合政策局不動産課不動産課不動産指導室流通整備係（内線 25125）